

## 就学前の教育・保育施設における開園及び臨時休園の基本方針

-本方針は、公私立を問わず、原則区内幼稚園、保育園等において同様に取り扱う-

### 1 国の方針<sup>※1</sup>に基づき、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等に関係なく、原則、開園とする

- (1) 保育は、宣言の発令等の状況に関係なく、感染対策を徹底のうえ実施
- (2) 行事は、都の基準に応じて、園に対応を要請

※1 令和4年2月15日付 厚生労働省子ども家庭局保育課 事務連絡  
保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十三報）

### 2 陽性者が感染可能期間<sup>※2</sup>に登園・出勤していた場合は、臨時休園とする

- (1) 感染可能期間に登園・出勤していた場合、疫学調査・健康観察のため 3日間の臨時休園

ア 預かり保育や朝夕保育等、合同保育を実施していることから休園範囲は施設全体

イ 感染確認日が最終登園・出勤日から4日以上の場合は他の園児等の体調を確認し開園

- (2) 疫学調査の結果を踏まえ、施設規模、保育活動内容等を総合的に判断し、区は 休園期間の短縮やクラス単位での休園判断を行う

- (3) 2名以上の感染が確認された場合は、他の園児・職員の体調を確認し、臨時休園を 最長5日まで延長する（休園範囲を限定）

※2 発症日（無症状陽性者の場合は検査日）の2日前（48時間）

